

看護婦確保

Q 医療体制の整備充実に不可欠であるのが、看護婦の充足である。

しかしながら、県内をばじめ公立小浜病院においても看護婦不足となっている。

議会でも、先の六月定例会において、看護婦等の確保対策に関する意見書を採択したところである。

公立小浜病院の経営責任者でもある市長は、看護婦確保のためにどのような具体的方策を持っているのか。

看護婦の定着のため、若狭高等看護学院の学生に対し、奨学金制度等を導入する意向はないのか。

A 看護婦不足の問題は、大きな社会問題となっており、厚生省では、看護婦養成力の拡充のため、諸施策を展開している。

公立小浜病院においても、看護婦の退職者数あるいはそれ以上を確保してきたが、ここ二年間については、その確保が困難な状況となっている。

このため、病院としても潜在的な看護職者に対して積極的に働きかけるなど、あらゆる面から看護婦の確保に努力をしている。

看護婦確保のための奨学金制度の導入については、上中町、名田庄村とも協議しながら対応してまいりたい。

なお、現在、若狭高等看護学院の入学金、授業料については、地元出身者は半額としている。

老人性白内障

Q 老人性白内障の治療として、眼内レンズの挿入が増加してきているが、健康保険が適用されないため、多額の費用が自己負担となっている。

眼内レンズ代に対する健康

保険適用を国に要望するとともに、市として何らかの助成ができないか。

A 老人性白内障に伴い、水晶体の摘出手術が行なわれ、その後眼内レンズを挿入するという例が、近年多くなっていると聞いている。

体内挿入式の治療材料については、保険治療が認められる方向にあるが、眼内レンズは、なお治療実績の積み重ねが必要な状況である。

助成については、全国で十五団体程度が実施しており、本市としても今後の課題として検討していきたい。

特別養護老人ホーム

Q 高齢化社会が進む中、本市では観海寮の改築計画内容を知りたい。

民間において、特別養護老人ホーム建設の動きがあるが、理事者はどう受けとめているのか。

現在の特養施設の定員数並びに入所待機者数はどれ位か伺いたい。

A 観海寮の改築に関して、平成元年度以降、県当局と再三にわたり協議してきた。

平成二年十一月に、県から小浜福寿園を受託してもらえ

ないかとの相談があり検討してきたが、増床、敷地等の問題により現在地での小浜福寿園の増築は断念した。

しかし、観海寮の改築については、建設に向けて鋭意努力している。

民間の特別養護老人ホームの設立については、趣意書及び要望書が提出され、その内容等理解しており、今後具体的な基本構想が決定された時点において協力していきたいと考えている。

特別養護老人ホームの定員数については、上中町の松寿苑が八十名、小浜福寿園が五十名であり、小浜市管内の待機者数は二十九名となっている。

保育園

Q 週休二日制の移行に伴い、現在、第二、第四土曜日が閉庁されているが、保育についてはどのようなローテーションが組まれているのか伺いたい。

保育園における遊具について、安全確認はどのように行われているのか。

遊具の購入については、ワンパターンとなっているが、もっと子供が目を輝かせるような遊具の検討はできないのか。

平成二年十一月に、県から小浜福寿園を受託してもらえ

A 職員の仕事については、本庁では四週六休制、保育園では八週十一休制（八週のうち二回の土曜日と一回の平日を休日）により対応している。

遊具の安全点検は、各保育園長と福祉事務所職員が現場を踏査し実施しており、今後点検の強化により、児童の事故未然防止に努めたい。

児童に魅力ある遊具も開発されており、時代に合った遊具を整備してまいりたい。

北陸新幹線

Q 八月二十五日の三塚氏の北陸新幹線発言について、市長の機敏な対応には敬意を表する。

しかしながら、県内とくに嶺北においては、米原ルートのは火種は残っていると思われるが、市長は今後どのように運動を展開していくのか。

新幹線に関連して、上中・今津間の鉄道建設について、市長の考え方を示せ。

A 北陸新幹線若狭ルートについては、ここ数か月の間にめまぐるしいほどの動きがあったが、北陸新幹線に対する考え方はいささかも変わっていない。

多極分散型国土の形成、東海道新幹線の代替機能、関西

国際空港へのアクセスといった国家的プロジェクトであり、これが若狭を通ることによって、嶺南・嶺北を一体化し、県土の均衡ある発展を図ることができるとあり、積極的に運動を展開していく。

今津・上中間の鉄道については、かねてより建設の要望陳情してきたが、本年七月二十九日に、関係市町村長、議会議員、担当課長による「琵琶湖・若狭リゾートライン研究会」が発足し、具体的な検討に入ったところである。

八月三十一日には、鉄道の専門家が今津・上中・小浜間のルートを踏査し、その結果技術的、将来的にも有望な路線であり、早急に基本調査を進めたほうがよいとの意見をいただいた。

この路線については、北陸新幹線へのアクセスとして考えている。

用地対策

Q 公共事業を推進するためには、その用地確保が大きなウエイトを占めている。

用地対策が設置されたが、総合運動場だけでなく、今後の用地取得に対応できるように充実にすべきではないか。

A 本市では大プロジェクトに対応するため、用地

対策課を設置した。

用地対策課は、市長の特命事項であるプロジェクト等の用地の確保、公用地の先行取得あるいはその計画立案などの事務を行う課であり、現在は、長寿・健康のさと公園の用地確保を行っている。

今後は、近鉄線など国や県レベルでの緊密な連絡が必要となる場合の土地関係の窓口課として機能を生かしていきたい。

小浜縦貫線

Q 国道二十七号のバイパス機能を果たす小浜縦貫線(主要地方道小浜上中線)の進捗状況等を伺いたい。とくに、南川にかかる橋梁の建設時期について示せ。

A 小浜縦貫線(主要地方道小浜上中線)の取り組みについては、国道二十七号のバイパス道として早期完成をめざしている。

全体延長は約六百七十メートルで、市街地から南川右岸堤までは都市計画街路事業として施工中である。

南川大橋は、今年度に詳細設計を実施し、平成四年度から着手、平成七年度完成を目標としている。

長寿・健康のさと

Q 長寿・健康のさと公園は芝生の面積が非常に多く、多量の水を必要とする。現在、建設予定地には若狭東高校の農場があり、地下水をくみ上げているが、飲料水としては適さないと聞く。

どのように対応していくのか。駐車場については、計画では八十台程度としているが、地元では路上駐車心配をされており、公園と併せた駐車場の建設をお願いしたい。

A 長寿・健康のさと公園基本計画では、敷地内に井戸を確保し、圧力タンク方式で各施設に供給することとなっている。

敷地内には、奥田繩川の伏流水が極めて豊富にあると聞いているが、飲料水として適さないということが事実であれば再検討が必要。

駐車場については、車社会という時代を踏まえて、実施設計の中で検討したい。

同和対策

Q 同和対策特別措置法及び延長された地域改善対策財政特別措置法も来年三月で期限切れとなるが、部落差別は完全にはなくなつたとは思われない。

市長の現状認識はどうか。本市における同和対策事業の実施事業の概要及び事業費、残事業等について伺いたい。

また、先進地では環境整備、福祉、教育等について終結宣言を行う準備をしているところもあると聞くが、本市として、終結宣言ができるものがあるのか。

A 諸施策の推進に伴い、地区内の道路、住宅、下水排水、農業基盤等の整備、防火設備や会館等の施設の整備がなされ、物的事業については著しい進捗がなされたと考えている。

現在までの同和対策総事業費は約八十二億円である。残事業としては、一部の下水路整備事業が残っている。終結宣言については、関係機関や団体と協議しながら検討していくが、基本的な人権については、今後も積極的に啓発、啓蒙活動に取り組みねばならないと考えている。

社会教育

Q 経済の高度成長により、国民生活は安定し、物質的な豊かさがもたらされた反面、地域的な連帯感や相互扶助の精神が薄れてきた。

現在、学校週五日制が導入されようとしているが、家庭、地域、学校、行政が一体となつて子供を受けとめる体制づくりを行う必要があるのではないのか。

社会教育の推進を図るため、その中心的役割を果たす専門的職員を増やすべきと思うが、具体的な計画はないのか。

社会教育関係団体への活動促進補助については、十数年来据え置き、あるいは削減されているものもあり、社会教育の後退に結びつくものと考えられるが、今後どのように対応していくのか。

社会教育施設や機能の充実について、現在まで公民館が設置されてきたが、今後の施設の整備計画はどうなっているのか。

社会教育の拠点ともいえる公民館が日曜閉館となつていくことは納得できない。

是非とも日曜日は開館すべきである。

A 子供を受けとめる体制については、子供たちがのびのびと遊び、様々な体験を通して自ら決定し、自ら追求する能力を開花させていくことができないような地域づくりが必要である。

このため、子供会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、体育協会等のまとまりによる青少年連絡協議会を結成し、学校との連携を図りながら、学校週五日制に対処しなければならぬと考えている。

本市における社会教育の専門的職員としては、社会教育主事、生涯学習指導員、社会同和指導員を配置し、各分野において専門的、技術的な助言、指導していただいている。

今後、公民館職員の研修会、講習会等を通して、より専門職としての知識を身に付け、地域の社会教育推進に努めてまいりたいと考えている。

社会教育関係団体として、補助を行っているものは、子供会、青年団、婦人会等、十

団体である。

補助額については、行政改革大綱により、いずれの団体も数年来、据え置きあるいは削減という状況であるため、今後、改善に向け検討してまいりたい。

本市における社会教育施設機能の充実については、中央公民館及び各地域公民館の活動内容の充実、強化であると

このため、中央公民館及び各地域公民館に、館長、主事を配慮し、市民からの要望に応えられるよう配慮するとともに、施設整備についても、できる限りの措置を講じ対処しているが、すべての要望を満たすことは極めて困難な状況である。

市としては、「いつても、どこでも、だれでも」が学べる学習風土づくりをめざし、公民館活動内容の充実、文化会館の有効利用、市立図書館の開館、移動図書館の運行、小浜市勤婦人の家の建設など、市民のニーズに応える施設の整備に鋭意努力している。

公民館の日曜休館については、市内十館で試行中であるが、今後の対応について、公民館長会、社会教育委員の会等て再検討したい。

公民館の日曜休館については、市内十館で試行中であるが、今後の対応について、公民館長会、社会教育委員の会等て再検討したい。

表彰

全国市議会議長会表彰
北信越市議会議長会表彰

岡本 治議員
〔在職二十年〕

人事

教育委員会委員

池田 欣一氏

意見書第三号

第八次治水事業五箇年計画の策定に関する意見書

治水事業は国土を保全し、水害、土石流災害等から地域住民の生命財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活を実現するための生活基盤の中で、優先的に整備すべき根幹的事業である。

しかしながら、河川・砂防などの整備状況は、未だ不十分なものがあり、各地で災害が数多く発生しており、幾多の尊い生命財産が失われている。

本市においても、主要河川の流域では、土地の利用形態が改善されつつあるものの、もし河川が氾濫した場合には、多大な被害がもたらされるため、治水事業の速やかな実施が急務となっている。

よって、政府におかれては、平成四年度を初年度とする「第八次治水事業五箇年計画」を策定されるに当たり、積極的に所要の投資規模を確保し、自然環境を保全しつつ治水事業を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。
平成3年9月27日

小浜市議会

意見書第四号

第八次治山事業五箇年計画の策定に関する意見書

治山事業は国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全等を通じて、地域住民の生活の向上に密接に結び付いたものであり、生活基盤整備の中でも、優先的に実施すべき根幹的事業である。

本市においては、これまで荒廃森林の整備などについて、造林、植林等を積極的に進めてきたところであるが、幾度となく山地災害に見舞われ、人命をはじめ施設等に大きな被害を受けており、治山事業の重要性を痛感している。

よって、政府におかれては、平成四年度を初年度とする「第八次治山事業五箇年計画」を策定されるに当り、積極的に所要の投資規模を確保するとともに、総合的な森林整備による水源涵養機能の増進、安全で緑豊かな生活環境の保全等を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。
平成3年9月27日

小浜市議会

意見書

意見書第五号

官公労働者の早期賃金決定と労働時間短縮を求める意見書

官公労働者の賃金決定制度は、法的手続等の関係により民間よりきわめて遅い精算となっており、このことは公務員のみならず年金、恩給受給者等に少なからず影響を与えている。

また、国際労働機関（ILO）の勧告を踏まえ、労働時間の短縮など先進国にふさわしい労働条件の確保については、地域住民の生活にゆとりを生み出し、多様性に富んだ豊かな暮らしの実現のため最も重要である。

よって、政府におかれては、官公労働者の早期賃金決定と労働時間短縮を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。
平成3年9月27日

小浜市議会

意見書第六号

日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書

わが国にとって、朝鮮問題は重要な課題の一つであるが、約半世紀の間未解決のままとなっている。

このような中であって、昨年自由民主党、社会党代表団の訪朝、共同宣言がなされるなど国交正常化の糸口が見出されたところである。

また、日・朝間の関係を正常化し、発展させる事はアジアはもとより世界の平和と繁栄に寄与するものである。

よって、政府におかれては、国際的、外交的に道理ある見地に立つて日・朝両国間の国交正常化の早期実現に向け、一層の努力をされるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。
平成3年9月27日

小浜市議会